

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月14日(平成27年(行個)諮問第199号)

答申日：平成29年3月27日(平成28年度(行個)答申第215号)

事件名：本人の子の労災認定に関する補償給付実施調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成22年特定月日に死亡した本人の子の労災認定に関し提出した書類及び特定労働基準監督署の調査結果の書類一式」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月15日付け27北労個開49号により北海道労働局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法治国家である我が国なので、法を守ることは理解しているが、この度の件は(公務員法：守秘義務違反)により夫亡き後母の守っていた子を失ったことは、失敗であった。協議した人たちが法を悪用しないで自信をもって協議内容を母に伝えるのは当然と考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成27年6月25日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成22年特定月日に死亡した被災労働者の労災認定に関し提出した書類及び特定労働基準監督署の「調査結果の書類一式(平成27年特定月日不支給決定通知を受理)」」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成27年9月14日付け(同月15日受付)で審査請求

を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成22年特定月日に死亡した被災労働者の労災認定に関し提出した書類及び特定労働基準監督署の調査結果の書類一式である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号32及び34の②の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2、30及び31の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号34の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2、3

0及び31の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記3(2)ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成27年12月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成28年1月12日 | 審議 |
| ④ | 平成29年3月9日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成22年特定月日に死亡した本人の子の労災認定に関し提出した書類及び特定労働基準監督署の調査結果の書類一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄に掲げる部分につ

いては、なお不開示を維持すべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示を維持すべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書番号1（補償給付実施調査復命書①）及び文書番号2（補償給付実施調査復命書②）の不開示部分について

当該部分は、労働基準監督署の調査担当官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書番号30（聴取書①）の不開示部分について

当該不開示部分は、被聴取者の住所、職業、生年月日、年齢、署名及び印影並びに聴取内容であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち、被聴取者の生年月日、年齢及び聴取内容のうち1頁5行目及び8行目ないし11行目については、原処分で既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報の内容から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当し、また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 当該不開示部分のうち、被聴取者の住所、職業、署名及び印影は、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分は、労働基準監督署の調査担当官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これを開示すると、被聴取者等が、

労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書番号31（聴取書②）の不開示部分について

当該不開示部分は、被聴取者の住所、生年月日、年齢、署名及び印影並びに聴取内容であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち、被聴取者の住所、生年月日、年齢及び聴取内容のうち1頁2行目、5行目及び8行目ないし11行目については、原処分で既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報の内容から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当し、また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 当該不開示部分のうち、被聴取者の署名及び印影は、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分は、労働基準監督署の調査担当官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書番号32（連絡網等）の不開示部分について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名、性別、生年月日、学年、住所、電話番号及びメールアドレスであり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書番号34（傷病歴調査について（照会）等）の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち、担当者氏名については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 当該不開示部分のうち特定健康保険組合の印影については、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該健康保険組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

文書番号	1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 不開示情報 法14条 該当号			4 開示すべき部分
			2号	3号イ	7号柱書き	
1	補償給付実施調査復命書①	4頁項目(2)出来事ごとの心理的負荷の総合評価 6行目ないし9行目, 13行目11文字目ないし15行目1文字目, 8頁調査結果欄(1行目及び21行目を除く), 10頁調査結果欄(1行目及び24行目を除く), 12頁調査結果欄(1行目及び14行目を除く), 14頁項目2(2)出来事ごとの心理的負荷の総合評価6行目ないし9行目, 14行目11文字目ないし16行目6文字目	○		○	なし
2	補償給付実施調査復命書②	7頁調査結果欄(1行目及び21行目を除く), 9頁調査結果欄(1行目及び24行目を除く), 11頁調査結果欄(1行目及び14行目を除く)	○		○	なし
30	聴取書①	1頁2行目3文字目ないし17文字目, 3行目3文字目ないし14文字	○		○	1頁5行目, 8行目ないし11行目

		目, 1 頁 5 行目, 8 行目 ないし 2 4 行目の不開示 部分 (項番を除く), 2 頁, 3 頁の不開示部分 (項番を除く)				
3 1	聴取書②	1 頁 2 行目, 5 行目及び 8 行目ないし 2 4 行目の 不開示部分 (項番を除 く), 2 頁 1 行目ないし 3 頁 1 9 行目の不開示部 分 (項番を除く)	○		○	1 頁 2 行目, 5 行 目及び 8 行目ない し 1 1 行目
3 2	連絡網等	2 頁記載の氏名, 性別, 生年月日, 学年, 住所, 電話番号及びメールアド レス並びに 4 頁及び 6 頁 宛先の氏名	○		○	なし
3 4	傷病歴調査に ついて (照 会) 等	6 頁印影部分			○	なし
		6 頁担当者氏名部分	○			なし

※ 文書番号 3 ないし 2 9 及び 3 3 については, 不開示を維持する部分がない
ため, 本表では省略した。